

金山総合法律事務所 弁護士報酬基準規定（抄）

2014年4月1日改正

第1条（弁護士報酬の種類等）

- 1 弁護士報酬の種類のうち着手金と報酬などについては以下のとおりです。

法律相談料	法律相談に対してお支払いいただく対価です。
着手金	事件等の法律事務（以下「事件等」という。）の依頼を受ける際に、その事件等を進めるにあたっての委任事務処理の対価としてお支払いいただくものです。報酬金の内金ではありません。
報酬金	事件等が終了したときに、着手金とは別に、成功の程度に応じて委任事務処理の対価としてお支払いいただくものです。

- 2 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とします。裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とします。
- 3 弁護士が委任事務を処理するために、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他実際に支出を要する費用は、弁護士報酬とは別に、依頼者のご負担となります。
- 弁護士は、事件等の依頼を受ける際に、あらかじめ概算により実費をお預かりし、お預り金の中から支出します。お預り金が今後支出を要する実費の見込額を下回った場合には、実費預かり金を追加していただきます。
- 4 この規定に定める弁護士報酬の額は消費税を含まない金額となっています。

第2条（法律相談料）

法律相談料は、30分につき5000円とします。但し、初回相談は30分未満は無料とし、30分を超えた場合には30分につき5000円とします。

第3条（民事訴訟事件）

- 1 民事訴訟事件の着手金は、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、以下のとおり算定します。ただし、10万5000円を最低額とします。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の場合	8%
300万円を超え3000万円以下の場合	5%+9万円
3000万円を超え3億円以下の場合	3%+69万円
3億円を超える場合	2%+369万円

- 2 民事訴訟事件の報酬金は、委任事務処理により確保した経済的利益の額を基準として、以下のとおり算定します。

経済的利益の額	報酬金
300万円以下の場合	16%
300万円を超え3000万円以下の場合	10%+18万円
3000万円を超え3億円以下の場合	6%+138万円
3億円を超える場合	4%+738万円

3 経済的利益の額は、金銭債権については債権総額、所有権については対象たる物の時価相当額、遺産分割請求事件は対象となる相続分の時価相当額とし、これ以外については、訴訟の目的の価額を参考にして算定します。

経済的利益の額を算定できないときは、原則として、簡易な事件は500万円、複雑な事件は800万円とみなします。ただし、事件等の難易軽重、手数の繁簡、依頼者の受ける利益を考慮してこれを増減額することができるものとします。

第4条（調停・示談交渉事件）

- 1 調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、民事訴訟事件に準じた金額とします。ただし、その規定により算定された額の3分の2に減額できるものとします。
- 2 交渉事件から引き続き調停事件を受任するとき、あるいは、調停事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、2分の1に減額できるものとします。

第5条（離婚事件）

- 1 離婚事件の着手金及び報酬金は、それぞれ以下のとおりです。

交渉	30万0000円
調停	30万0000円
訴訟	40万0000円

- 2 離婚事件が、財産分与・慰謝料など財産給付を伴うときは、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、適正妥当な額を加算します。

第6条（破産などの事件）

- 1 破産事件の着手金は、標準額を以下のとおりとし、資本金、資産および負債の額、関係人の数等事件の規模ならびに事件処理に要する執務量に応じて定めます。

事業者の自己破産	50万0000円
非事業者の自己破産	20万0000円

- 2 破産・民事再生事件の報酬金は、委任事務処理により確保した経済的利益の額を基準として、民事訴訟事件の例によります。

第7条（任意整理）

- 1 任意整理事件の着手金は、1件につき2万円を目安とします。
- 2 任意整理事件の報酬金は、1件につき2万円に以下の額を加算した額を目安とします。
返済額を減額した場合 減額した額の10%
過払い金を返還させた場合 返還させた額の20%
- 3 1件の負債額が140万円を超える場合、その他特別の事情がある場合には、前2項によることなく、第4条（交渉事件）の規定により算出した額とすることとします。

第8条（刑事事件）

- 1 刑事事件の着手金及び報酬金は、原則として、以下のとおりです。

	起訴前弁護	公判弁護
事案簡明な事件	20万円	20万円
それ以外の事件	30万円以上	30万円以上

- 2 事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さが予想されず、委任事務処理に特段の労力または時間を要しないと見込まれる事件であって、事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が1ないし2開廷程度と見込まれる事件を言います。
- 3 起訴前に受任した事件が起訴され、引き続いて起訴後の事件を受任するときは、起訴後の受任の着手金を2分の1まで減額することができるものとします。
- 4 告訴、告発、検察審査の申立等の手続の着手金は、1件につき10万円以上とします。

第9条（少年事件）

- 1 少年事件の着手金及び報酬金は、刑事事件の基準に準じた金額とします。
- 2 着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致以前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮して、適正妥当な金額を定めるものとします。

第10条（委任契約の中途終了）

- 1 委任契約に基づく事件等の処理が、解任・辞任・委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部または一部を返還し、あるいは、弁護士報酬の全部または一部を請求することができるものとします。
- 2 委任契約の終了につき、弁護士のみで重大な責任があるときは、受領済みの弁護士報酬の全部を返還します。ただし、既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、その全部または一部を返還しないものとします。
- 3 委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意または重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士報酬の全部を請求することができるものとします。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求しないものとします。

第11条（事件等処理の中止等）

- 1 依頼者が着手金・手数料または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手せずまたはその処理を中止することができるものとします。
- 2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知するものとします。

第12条（弁護士報酬の相殺等）

- 1 依頼者が弁護士報酬または立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺または事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができるものとします。
- 2 前項の場合には、弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知するものとします。

以 上